

## 京都市立高等学校PTA連絡協議会会則

第1条 本会は、京都市立高等学校PTA連絡協議会と称する。

2 本会は、事務局を 京都市南区東九条東山王町27 元山王小学校 生涯学習部分室内におく。

第2条 本会は、京都市立高等学校PTA（以下「単位PTA」という）をもって構成する。

第3条 本会は、単位PTA相互の連絡を密にし、その発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会に、次の各号に掲げる理事を置く

- (1) 各単位PTA 会長
- (2) 各単位PTA が所属する高校の校長

第5条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 庶 務 1名
- (4) 会 計 1名

2 役員は、理事の互選により選出する。

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代理するとともに、庶務と会計を分担する。
- (3) 庶務は、庶務一切をつかさどる。
- (4) 会計は、会計事務をつかさどる。

第7条 役員会は、役員をもって構成し、理事からの委任事項及び緊急事項について処理する。

第8条 例会は、役員及び理事をもって構成し、第3条の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 前項の審議決定は、役員会が、必要があると認めたときは、書面や電磁的方法により行うことができる。

第9条 例会は、理事の2分の1以上の出席により成立し、特別の規定があるもののほか、出席者の過半数の同意により決定する。賛否同数のときは、議長が決定する。

2 議長は、理事が分担して行なう。

第10条 本会の事務局に、事務局長1名を置き、本会の事務を処理する。

第11条 本会の経理を監査するため、会計監査2名を置く。

第12条 本会の役員、理事及び会計、監査の任期は、1カ年とする。

第13条 本会の経費は、会費・分担金その他の収入により支弁する。会費・分担金は例会において決定する。

第14条 本会の会計年度は、6月1日に始まり5月31日に終わる。

第15条 本会の会則は、例会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

## 付 則

- 本会則は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。
- 本会則は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。
- 本会則は、平成 21 年 6 月 6 日から実施する。
- 本会則は、平成 23 年 6 月 4 日から実施する。
- 本会則は、令和 2 年 6 月 1 日から実施する。
- 本会則は、令和 3 年 6 月 1 日から実施する。
- 本会則は、令和 5 年 6 月 1 日から実施する。

## 申し合わせ事項

- 1 本会における理事は、原則各単位 PTA の会長及び学校長とするが、副会長等を会長代理として選出することを認めるものとする。  
(年度始めに、各単位 PTA の会長及び学校長等の名簿の提出を求めるものとする)
- 2 各単位 PTA が諸事情により本会を退会する場合は、理事会の合議により認めるものとする。
- 3 会長を含む役員の選出においては、引き継ぎ時の混乱を避けるため輪番制を採用する。また、理事会の合議において輪番制の順番等を変更できるものとする。
- 4 役員以外の理事においては、できうる限りにおいて役員を補佐するものとする。  
(以下の市 P 連等関連業務に対し、役員以外の理事も務めることができるものとする)
- 5 会長校と会計担当校の会長と学校長、庶務担当校の会長の 5 名は、市 P 連の理事となる。
- 6 会長校の会長は、市 P 連の副会長となる。
- 7 会計監査は、新年度の会長校及び会計校に決まった両校の旧年度の両会長の 2 名が当たる。
- 8 会長及び副会長は、近畿地区高等学校 PTA 連合会の役員となり、会長は役員会に参加する。  
また、原則として、庶務担当校の副会長は健全育成委員会に、会計担当校の副会長は総務委員会に参加する。
- 9 近畿地区高等学校 PTA 連合会の役員は、上記会議の必要経費を、本会が負担する。  
(上記役員の代理として出席した者も対象とする)
- 10 近畿地区高等学校 PTA 連合会大会へ出席の必要経費は、本会が負担する。  
(対象は、会則第 4 条の新旧役員と発表者、表彰者及び前述役員等の代理となった者を対象とする)
- 11 会長は、全国高等学校 PTA 連合会の評議委員となる。評議委員会出席の必要経費は本会が負担する。(会長の代理として出席した者も対象とする)
- 12 全国高等学校 PTA 連合会大会へは、新旧会長及び表彰者が参加し、必要経費は原則本会が負担する。  
(会長の代理として出席した者も対象とする)
- 13 各単位 PTA 保護者数 (家庭数) に 150 円を乗じた金額を分担金とし、本会の運営経費とする。  
(各単位 PTA における入会している保護者数を年度初めに本会に報告する。また、教職員数は含まない)
- 14 特に弔意に関するものは、規程していないが、ご不幸があれば、事務局に連絡し事務局から単 P 会長に連絡する。(対象：単 P 会長の配偶者及び 2 親等以内の親族)